

公 示

令和 6 年度 高知県における有機農産物の生産・消費拡大プロジェクト委託事業に係る企画競争参加者は、下記要領により企画提案書を提出されたく公募する。

記

1 委託事業名 令和 6 年度 高知県における有機農産物の生産・消費拡大プロジェクト委託事業

2 事業実施の目的及び内容

(1) 事業目的

みどりの食料システム戦略において、2050 年までに耕地面積に占める有機農業の割合を 25%に拡大するとした目標設定がされているが、高知県における有機農業の取組は未だ低調の 0.57% (146ha) である。県内でも、有機に積極的に取り組む模範的な経営者も一部に見られるものの、栽培管理や価格・収入、販路等の懸念から有機栽培を敬遠する農家が大宗を占めている。

このため、有機栽培における生産コストの見える化調査及び既存の有機農産物に対する生産者・消費者等への意識調査の結果をもとに生産・消費拡大策を取りまとめるとともに、併せて行うセミナーを通じて生産者には慣行栽培から有機栽培への移行、小売を含む流通事業者や消費者には、有機農産物へ理解醸成・消費拡大を図ることで、高知県での一層の有機農産物の生産・消費拡大を目指すことを目的とする。

(2) 事業内容

ア 調査・推進方策の検討

(ア) 有機栽培における生産コストの見える化調査

(イ) 調査結果及び既存調査資料に基づく推進方策の検討

イ 生産拡大普及・消費者への理解醸成活動

有機農業セミナーの開催

3 予算額（委託費の限度額）

予算額（契約限度額）は 7,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）以内を予定している。

4 委託期間

契約締結の日から令和 7 年 3 月 14 日（金）までとする。

契約は、国と契約候補者との間で委託契約に関する協議が整い次第締結する。

5 応募資格

(1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。

(3) 令和 4・5・6 年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等（調査・研究）」において、「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされ、競争参加地域が「中国」又は「四国」の競争参加資格を有する者であること。

(4) 中国四国農政局物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領（平成 26 年 10 月 1 日付け 26 中総第 506 号中国四国農政局長通知）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

6 応募要領の配布期間及び場所

(1) 配布期間：令和 6 年 9 月 4 日（水）～令和 6 年 9 月 19 日（木）午前 9 時～17 時 15 分
（行政機関の休日を除く。）

- (2) 配布場所：中国四国農政局のホームページ
(<https://www.maff.go.jp/chushi/nyusatsu/itaku/index.html>)
なお、本案件に係る資料は、紙配布は行わないので注意すること。

7 応募に係る説明会の開催について

- (1) 開催日時：令和6年9月11日（水）14時～
(2) 開催方法：会場またはウェブ方式（Teamsを予定）
(3) 会 場： 中国四国農政局高知県拠点2階会議室
(所在地 高知県高知市本町4-3-41)
(4) 説明会への出席を希望する者は、「応募に係る説明会出席届」（応募要領別紙様式第1号）を令和6年9月10日（火）16時までに「応募要領」の第19 応募・照会窓口【事業内容、応募要領全般について】に記載のメールアドレスへ提出すること。
(5) 説明会への出席の有無は、5の応募資格とはしない。

8 参加表明書及び提出書類に関する事項

提出期限：令和6年9月20日（金）正午必着とする。
詳細は、「応募要領」によるものとする。

9 その他

本事項に記載のない事項は、「応募要領」によるものとする。
また、応募要領に定めのない事項については、10「照会等窓口」に照会すること。

10 照会等窓口

〒780-0870 高知県高知市本町4-3-41

農林水産省中国四国農政局高知県拠点 地方参事官室 担当：柳田、辻
電話番号：088-875-7236

メールアドレス：kochi_shikyoku/atmark/maff.go.jp

(注) スпамメール対策のため、「@」を「/atmark/」と表示しているので、送信の際は「@」に変更すること。

以上公示する。

令和6年9月4日

支出負担行為担当官
中国四国農政局長
仙台 光仁

お知らせ

- 1 農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されています。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施します。詳しくは、当省のホームページ
(http://www.maff.go.jp/j/supply/sonota/pdf/260403_jigyousya.pdf) を御覧ください。
- 2 農林水産省は、経済財政運営と改革の基本方針2020 について（令和2年7月17日閣議決定）に基づき、書面・押印・対面の見直しの一環として、押印省略などに取り組んでいます。